

「第4次安城市男女共同参画プラン」施策状況調査シート(総括)一覧

…完了、廃止、統合など、計画の管理から外す意向があるもの									
基本目標	施策	No	取組	担当課	進捗度	方向性	総評	総評から見えてきた課題	
1 男女平等意識の促進	(1)男女共同参画に関する啓発活動の展開	1	男女共同参画に関する図書・DVD等の収集、貸出	アンフォーレ課	A	継続	女性関連の図書や関連雑誌、DVDなどの収集・整備に努めることで、市民・団体等の自主的な学習を支援する事ができた。	関連図書の充実だけでなく、たくさんの方が集まる図書館で情報発信を行う事で、より多くの市民に男女共同参画の理解と関心を高めることができるのではないか。	
		2	男女共同参画に関する情報発信の充実	市民協働課	A	継続	情報誌や広報、市公式ウェブサイトには様々な内容の記事を掲載することによって、男女共同参画の啓発を行うことができた。	公共施設で配布していることが分かりにくく、認知度が低いため多くの人に広める必要がある。	
		3	男女共同参画イベントの開催	市民協働課	B	継続	週間・月間イベント、セミナーで市民の視点に沿った講演会等を開催し啓発することができた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインで開催できる環境を整えた。	より多くの人に参加してもらえよう、社会情勢を考慮しながら市民の求めるイベント内容の検討が必要である。	
	(2)男女共同参画に関する学習機会の提供	4	出前講座の実施	市民協働課	B	継続	新型コロナウイルス感染症拡大のため出前講座ができない時もあったが、要請があった団体には出前講座を実施できた。	男女共同参画について理解を深める出前講座を実施するため、興味を引く内容の講座を検討をする必要がある。	
		5	人材育成のための講座等の開催	市民協働課	B	継続	R3年度から同じ講師の連続講座として開催したことで、受講生は回を重ねるごとに自身の気持ちの変化や新しい考え方を発見することができ、満足度の高い講座との声を多数いただいた。受講後は新しいことを始めたり、審議会等市民公募での活躍がみられる。	受講後の人材活用や人材育成のフォローアップが不十分である。	
		6	市役所職員への男女共同参画研修の実施	市民協働課	A	継続	新規採用職員や幅広い年代の職員に研修を実施できた。	さらに多くの職員に参加してもらえよう、参加を促す必要がある。	
2 若年者への男女平等意識の定着	(1)学校等における教育機会の充実	7	保育者への男女共同参画研修の実施	保育課	A	継続	研修をととして、園長に男女共同参画についての理解を深められた。	職員への男女平等への意識の定着。	
		8	学校等における男女共同参画に関する教育の実施	学校教育課	A	継続	子どもの発達段階に応じながら男女共同参画に関する教育を計画的に進めることができた。	学んだことを学校生活に生かせるような取り組みをさらに進めていく必要がある。	
		9	生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施	市民協働課	A	継続	毎年内容を検討し、社会状況にあったパンフレットを作成し配布することができた。R2年度からより低年齢の3歳児保護者にリーフレットを配布することができた。	授業で取り上げられているかどうか不明である。	
				学校教育課	A	完了	国や県の通知等を活用し、デートDVに関する情報各校への周知に努めた。	各校において、通知を有効に活用しながら生徒への啓発を行っている。引き続き通知を行っていくが、特に課題はない。	
	10	教育現場におけるLGBTへの対応	学校教育課	B	継続	コロナ禍のなか、オンライン等を活用しながら教員研修を継続的に実施することができた。	多様化、複雑化している社会に対応した教育を進めるため、すべての教職員に対してLGBT等についての理解を深める啓発や研修を継続して行う必要がある。		
			健康推進課	C	継続	申し込み件数はコロナ禍前までに回復はしていないが、関係機関の健康教育が再開されつつあると思われる。	感染症対策を継続し、小中学校等へPRしていく。		
	(2)思いやり、認め合う意識の醸成	11	思春期保健の推進	学校教育課	A	完了	発達段階に応じた保健教育に計画的、系統的に取り組むことができた。	担任をはじめ、養護教諭等による保健教育については、今後も継続して取り組んでいくが、課題は特になし。	
				子育て支援課	B	完了	コロナ禍の影響を受ける前までは、多くの小中学生が参加し、赤ちゃんとふれあひにより命の大切さなど学ぶ機会とすることができた。コロナ禍により、R2・R3年度は本事業を中止したが、令和4年度から赤ちゃんと直接触れあひができる絵本の読み聞かせや手遊びなどにより事業を行うことで、コロナ禍においても命の大切さや思いやりの意識を高めることができた。	コロナ禍により、児童センター利用者が減少したため、本事業の参加人数も少なくなったが、状況の変化の中でも内容を工夫し事業を進めていくことが必要。	
	3 男女共同参画社会の実践	(1)女性のエンパワーメントへの支援	13	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組	市民協働課	B	継続	女性登用の認知が進み登用率が上がった。数値の目標は達成しているが、あて職で依頼している委員が異動で女性から男性に変更することがあるため減少する可能性がある。団体の代表として推薦される役職者に男性が多い。	審議会等の委員を依頼する団体(特に町内会など)の役員に女性が少ないため、女性の登用率が伸びない。女性を登用しにくい審議会がある。(医師、税理士等の有資格者および地権者等が男性委員で、市民公募枠がない)
			14	女性の人材リスト等の整備	市民協働課	A	継続	各講座の修了生に案内し人材リストの登録につながった。	登録人数を増やすためのPR方法の検討や、審議会等の活動についての説明が必要である。
			15	女性の人材育成のための研修・講座への派遣	市民協働課	B	継続	日本女性会議と人材育成講座に派遣し人材育成をすることができた。	日本女性会議は開催地の問題等で毎年開催されない場合があり、県などで行う講座ではなく別の講座などで人材育成をしていく必要がある。
					生涯学習課	A	継続	女性リーダー育成につながるような研修会等には積極的に申込みをし、オンラインで参加できるものについてはハッシュタグやキャラクターを研修会場にして気軽に参加しやすい環境づくりに努めた。	女性のみを対象にした研修会は少ないので、参加者を募る際に女性のみを声をかけることができず、女性の出席が難しい場合がある。
16			誰もが学べる環境の整備	市民協働課	C	継続	講座等の開催において託児の実施を行うなど、誰もが学びの場へ参加しやすい環境を整備できた。オンライン開催では、託児対象ではない子育て世代にも啓発を実施できた。	興味のある内容の講座を開催し、より多くの方が参加しやすい環境を整備する必要がある。	
				生涯学習課	B	継続	公民館主催講座、乳幼児学級・家庭教育学級等をはじめ、社会課題テーマ講座や市民企画講座でも託児付き講座を実施している。また新規託児者の育成を目的として、令和4年度には「託児者養成講座」を開催した。	託児希望者が託児付き講座に参加できるように新規託児者の育成が必要である。また、受講者が安心して子供を預けることができるよう、社会情勢の変化を反映した託児現場の対応が必要である。	
(2)職場における女性活躍の推進		17	職場での女性活躍に向けた啓発・情報提供	商工課	B	継続	県と連携して女性能力向上につながる講座・セミナーを開催し、啓発に努めた。チラシや冊子による情報提供に努めた。	現状のニーズに即した講座・セミナーの開催。	
		18	女性の起業支援の実施	商工課	B	継続	起業セミナーの開催により、起業に必要な知識、ノウハウの習得を支援し、起業の後押しができた。	現状の起業ニーズの把握。	
		19	女性の就労支援・再就職支援等の実施	商工課	A	継続	職場復帰又は再就職を検討している未就職の女性を対象にしたセミナーを開催し、自分らしい働き方に向けた支援ができた。	職場復帰又は再就職を検討している未就職の女性が求める内容の把握。	
		20	安城市における「特定事業主行動計画」の推進	人事課	B	継続	①目標を達成することはできなかったが、係長級の女性職員はH30年の49人から61人へと増加し、将来の管理職層に向けての土台を作ることができた。②制度の周知は十分できており、概ね目標を達成することができた。取得していない者についても、制度の周知はできており、個人的な事情で取得をしなかったケースが多かった。	①女性管理職層に向けての土台はできてきたが、さらなる女性管理職の登用を進めるためには、意欲と能力のある女性職員の係長級への登用をより一層進めつつ、ワークライフバランスへの配慮も必要となる。②目標を達成し続けるため、今後も継続して周知をする必要がある。	
		21	女性農業者への支援の充実	農務課	A	継続	女性農業者の活躍が浸透しつつあり、家族経営協定の締結農家戸数が目標値を超えることができた。また、農業分野においては、個人や家族単位が農業経営体であることが多く、家族経営協定などにより、女性の役割を明文化することで必然的に女性の活躍を推進することができるため、今後も、県とともに家族経営協定の促進を図りたい。	家族経営協定を締結することにより、家庭内での女性の役割や活躍を認識し合うことが可能であるが、女性農業者は、家庭内の活躍以外にも、県やJAなどの女性団体に所属している者もいる。女性農業者のついで、各団体の取組活動を紹介し合うことにより、団体間の情報共有を図ることができれば、農業分野における更なる女性の活躍が期待できる。	
		22	子育て支援や女性の活躍推進を行う企業への優遇策の検討	契約検査課	達成	完了	加点対象企業数を大幅に増やすことができた。	建設事業者を対象とした総合評価競争入札のみの加点評価では、これ以上の大幅な増加は見込めない。	
(3)家庭的責任をともに担うための環境の整備		23	各種制度(育児休業・介護休業等)の周知	商工課	B	継続	チラシの配布を行い制度理解を促進することができた。	中小企業の各種制度構築にあたり、支障となる課題等の把握。	
		24	男性の家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供	子育て支援課	B	継続	パパ講座、育メン広場などの講習会等を実施し、親子での触れ合いのきっかけづくりやパパ同士の交流の場、情報交換の場を提供することで、男性の家事、育児への参画を促すことができた。コロナ禍での利用人数制限や利用者の外出控え等の要因もあり、参加人数は少なくなっている。	より多くの男性が参加するよう情報発信の強化や参加意欲の高まる講習会の開催が必要。	
				健康推進課	A	継続	土曜日開催を増やしたことで母子手帳アプリ「あひよ」を使った予約が影響し、父親が参加しやすくなり申し込みやすくなったと思われる。	平日開催日の予約者が少ないため、ニーズを把握し、平日開催の回数等を検討していく。	
		25	子育て世代の男性に対する家事・育児参画の促進	生涯学習課	A	継続	土日に参加できる講座や夜間の時間帯に講座を開催し、働き盛り世代の男性も参加しやすい講座を多数開講した。また土日に親子で参加できるものづくり講座などを開催することによって、子供と男性(お父さん)での親子参加者が多く見られ男性の育児への参画を促進するための学習機会の提供につながったと思う。	男性でも参加しやすい講座タイトルや講座内容に工夫しながら学べる機会の提供をする必要がある。	
	市民協働課			A	継続	新規採用職員研修やコースカレッジなど若い世代、及び企業へワーク・ライフ・バランスの啓発を実施できた。	企業が社員に展開しているかどうか不明である。		
	26	働き方の見直しのための啓発	商工課	B	継続	チラシの配布を行い制度理解を促進することができた。	中小企業の各種制度構築にあたり、支障となる課題等の把握。		
			市民協働課	A	継続	現状にあった情報を、企業へ発信することができた。	企業が社員に展開しているかどうか不明である。		
	27	女性活躍推進のための講座などの開催	商工課	B	継続	愛知労働局からの有給休暇取得を促すチラシを配布し、庁舎内にポスターを掲出し機運の醸成を図ることができた。	継続した周知。		
	28	女性活躍推進のための講座などの開催	市民協働課	A	廃止(統合)	R3年度より講座内容を検討したことにより、エンパワーメントを高める講座内容となった。	受講後に市政や施策に関わる審議会等への参加を促す必要がある。		
29	子育て家庭への支援の充実	子育て支援課	B	継続	子育て支援センター及びついでにの広場の開設により、子育て親子の交流の機会や相談できる場所が提供でき、子育てへの不安を解消する手助けをすることができた。コロナ禍による影響や出生数の低下、保育園入所の低年齢化により利用人数は伸び悩んでいる。	現利用者層に対応した玩具の提供や講習会等を実施していくことが必要。			
29	女性のライフプランニング支援	生涯学習課	A	継続	女性のライフプランニング支援を目的とした講座については、講座対象を「18歳以上の女性」と記載したり、講座タイトルに「女性のための」という表現を使用することで女性の講座参加推進に努めた。	女性の社会参画が多様化しているため、ニーズに応じた講座企画を進める必要がある。			

基本目標		施策	No	取組	担当課	進捗度	方向性	総評	総評から見えてきた課題	
4	(1)地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進		30	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	市民協働課	C	継続	町内会長に就く女性の割合が、ほとんど変化がなく改善されていない。町内会イベント等への啓発ができた。	町内会長に女性が就くように、より効率的な啓発を行う必要がある。イベント参加につながったかどうか不明である。	
			31	防災活動における男女共同参画の推進	危機管理課	B	継続	防災会議は、委員を選出している各団体に女性委員の選出を依頼し、女性委員の登用率が改善した。備蓄品の配備については、順次調達し各避難所等への配備を進めた。	防災会議は、各団体から委員を選出しており、団体の役職者が男性の場合は女性の登用率が上がらない。備蓄品として必要なものについて女性目線でのリスト化ができておらず、購入計画を立てられていない。	
			32	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催	市民安全課	B	継続	不審者等侵入対策研修会(さすまた講習会)を開催し、防犯に対する意識の向上に努めた。さすまたの正しい使用方法、メリット・デメリットなどを指導することができた。	さすまたを所持していない際など、様々な場面で役立つ不審者への対応を指導することが必要。	
			33	男女共同参画に取り組む市民活動団体の育成	市民協働課	B	継続	町内会や市民活動団体へ男女共同参画に関するイベントの案内や情報誌を配布し啓発できた。男女共同参画の推進に取り組む団体に市民活動補助金を交付できた。	それぞれの団体の取組の中で、男女共同参画の視点で活動することを促す必要がある。	
	(2)性差を踏まえた健康づくりの推進		34	妊娠や出産に関する健康支援の実施	健康推進課	A	継続	不妊治療費の助成については、申請件数は年々増加し、多くの夫婦へ経済的な支援ができた。妊産婦健診の費用助成については、令和3年度より多胎妊婦へ妊婦健康診査5回分を追加交付することで、支援が必要な方がより受診しやすい環境づくりができた。	妊娠11週までの妊娠届出率は高い水準で維持することができており、今後も安心して妊娠や出産を迎えることができる体制を整えていく。	
			35	男女特有の疾病に対する予防支援	健康推進課	B	継続	新型コロナウイルス感染症の影響で、受診率が伸び悩んでいるものの、大幅な受診率減少は経過している。ポピュレーションアプローチに加え、個別通知をすることで啓発を行うことができた。受診券発行に伴い、保健センターに連絡しなくても受診券を利用して受診することができる体制を整えることができた。	受診券発行による効果を検証しながら、受診勧奨の対象を検討し、効果的な受診勧奨をしていく必要がある。	
	(3)参画を助ける環境の整備		36	通常教育・保育事業の推進	保育課	A	完了	コロナ禍の影響により新園の開園が計画より遅れたが、概ね計画通りに受入体制を整備できた。	新園の開園による受入体制の整備は完了したため、保育の需要に合った十分な保育士確保やゆとりある保育を目指す必要がある。また、低年齢児の育休退園など、入園制度についても見直しが必要。	
			37	一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業等の充実	保育課	A	継続	順調に実施園を増やしていくことができた。	一時保育等をより利用しやすい仕組みにする必要がある。	
			38	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の推進	子育て支援課	A	継続	公営施設数の増加、登録児童数の増加を図ることができた。1つの小学校で待機児童が出たものの、今後の施設拡大計画により解消が想定されるため、順調に進捗ができていく。	登録児童数は増加しているが、今後は児童数の減少が見込まれるため、施設規模は現状維持でよいが、児童支援員が慢性的に不足しているため、人材確保を図る必要がある。また、保護者の就労形態の多様化に伴う事業展開の検討が必要。	
			39	市職員における、介護離職ゼロに向けた取組の推進	人事課	達成	完了	制度の概要についての周知は概ねできており、必要なケースについては介護休暇等の取得をしている。	より制度の理解を進めるような周知方法の検討。	
	5	(1)多様性を認め合う社会環境の整備		40	LGBT等、多様な性に関する理解促進	市民協働課	A	継続	市民や職員向けに理解促進の啓発活動ができた。	継続的な啓発活動が必要である。
				41	あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発	市民協働課	A	継続	広報紙やリーフレット配布で、様々なハラスメントや人権侵害問題について啓発できた。職員向けの研修を実施しDV防止の周知ができた。	ハラスメント等を受けている人が相談できているか把握しきれていない。
市民相談係						B	継続	市人権擁護委員と共に、定期的な啓発活動に努めた。特に令和4年度は、県委託事業の一環で(委託金の交付を受けて)、市内の小中学生を対象とした啓発活動を多数実施することができた。	引き続き、様々な方法で市民への啓発を図る必要がある。令和4年度で実施したような、若年層への人権啓発が、事業効果としては高いと考えるが、恒久的な予算化が難しい。	
商工課						B	継続	チラシの配布を行い制度理解を促進することができた。	継続した周知。	
学校教育課						A	継続	年度当初、年度途中に、全教職員に対してハラスメントや人権侵害問題の防止に関する啓発、研修会を実施した。	毎年、定期的にハラスメントを含めた人権侵害問題等について啓発する必要がある。	
42				様々な相談事業の実施	市民協働課	A	継続	庁内で情報共有して、相談がある時に適切に対応することができた。	どのような相談も迅速に対応できるよう、情報共有が必要。	
		市民相談係	B		継続	定期的な相談窓口の開設により、多くの市民が利用された。昨今は(DVを含む)男女関係の相談や離婚の相談が増加しており、相談しやすい環境を整えて、適切に対応できた。	引き続き、様々な方法で市民への周知を図る必要がある。			
(2)DVの啓発と早期対応			43	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施	市民協働課	A	継続	中学3年生や市公式ウェブサイト、及び講座等で広く啓発することができた。公共施設のトイレにミニパンフを配置し、当事者の方でも取りやすい環境で相談窓口の情報提供ができた。	当事者の方への情報提供から相談につながっているか把握しきれていない。	
					子育て支援課	A	継続	毎年、配布するパンフレットの内容を課内で検討し、啓発に努めることができた。	DV相談については、外国人の場合もあるため、外国人向けの啓発を検討する必要がある。また、担当課を子育て支援課から市民協働課に変更する必要がある。	
			44	DVIに関する相談対応の実施	市民協働課	A	廃止(統合)	庁内でDV被害者への対応を情報共有できた。	DV被害者が相談できるような対策をとる必要がある。	
					市民相談係	B	継続	主に女性相談の実施により、DV被害者が相談しやすい環境を整えて、適切に対応できた。	引き続き、様々な方法で市民への周知を図る必要がある。	
					子育て支援課	A	継続	庁内会議を通じて関係各課との情報共有等を図り、早期対応できるよう努めた。	DV相談があった場合に、関係各課との協力が不可欠であるが、職員により対応が異なる場合が見受けられた。	
	45		被害者支援にあたっての関係機関との連携強化と適切な一時保護の実施	子育て支援課	A	継続	被害者の状況や本人の意思を確認しながら、被害者を適切に一時保護することができた。	連携が必要な部署が多いため、関係部署と事務手続きが円滑に進むよう調整を図る必要がある。		
46	被害者の自立支援	市民協働課	A	廃止(統合)	庁内でDV被害者への対応を情報共有できた。	DV被害者が被害を受けても相談できない現状も考えられるため、DV被害者の支援のあり方を考える必要がある。				
		市民相談係	B	継続	市民相談、女性相談、法律相談等、DV被害者を支援できる相談業務を実施できた。	市民相談では、状況・内容によっては子育て支援課、市民協働課、福祉部局各課に引き続き対応を依頼することもあるため、関係各課との連携を一層強化する必要がある。				
		子育て支援課	B	廃止	定期的な庁内連絡会を実施することで、庁内での連携を図っており、コア会議を実施するに至らなかった。	DV被害者が自立した生活を送るための支援は、子育て支援課だけでは解決できない。このため、重層的支援制度などを活用した支援や担当課、指標などの見直しが必要。				
47	二次被害の防止に向けた市役所対応の強化	市民協働課	A	継続	職員の研修を毎年1回実施できた。	教職員への研修が実施できていない。				
		市民課	B	継続	市職員への研修を定期的に開催し、知識の普及と二次被害の防止のための関係課との連携及び個人情報保護の取り扱いの徹底を行った。	DV被害に関する知識や情報保護の必要性の認識はされているが、業務が複雑化していく中で、新たに発生した業務等においても被害者保護が十分にされるよう徹底していく必要がある。				
		子育て支援課	A	継続	DVの基礎知識やDV被害者への対応等について理解を深めることができた。	基礎的知識のほかに、具体的な対応について理解を深める必要がある。また、啓発部分については担当課を子育て支援課から市民協働課に変更する必要がある。				